

救急医療用ヘリコプター操縦士の乗務要件、訓練要件等

1. 救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターへリ」という。）操縦士の乗務要件

ドクターへリに乗務する操縦士は、以下の乗務要件を満たしていること。

- ①1,000 時間以上の機長時間（このうち、500 時間以上はヘリコプター機長時間であること）
- ②500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境^(※)における飛行時間
- ③当該型式機による以下の飛行時間
 - イ. 当該操縦士がドクターへリの機長として30回以上の出動の経験を有する場合
30時間以上
 - ロ. イ. 以外の場合
50 時間以上

なお、平成 29 年 7 月 1 日時点で既にドクターへリ操縦士として任用されている操縦士については 上記①及び②の要件は適用しない。

^(※) 「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。

2. 訓練要件

ドクターへリ操縦士に対し、別表に定める任用訓練及び定期訓練（年 1 回、座学訓練及び飛行訓練）を行うこと。なお、訓練項目のうち、ホワイトアウト及びフラットライトの危険性の認識と回避、山岳地及び積雪地での離着陸については、各運航者の運航地域の地形特性及び天候特性により不要と判断される場合には、省略してもよい。

（1）任用訓練

新たにドクターへリ操縦士として任用される操縦士に対して実施する。なお、平成 29 年 7 月 1 日時点で既にドクターへリ操縦士として任用されている操縦士についても、訓練項目のうち以下について未実施の場合には、各訓練を実施するものとする。

- ・セッティング・ウィズ・パワーの危険性の認識と回避
- ・適切な降下率を設定した降下計画による着陸
- ・ダウンウォッシュの危険性の認識と回避（ホワイトアウト、ブラウンアウト）
- ・緊急着陸必要時の着陸場所の選定と進入

- ・予期せぬ IMC(IIMC) 、フラットライトの危険性の認識と回避

また、OJT 以前に行う実機訓練項目については、他業務（薬剤散布、物資輸送、送電線巡視など）による場外離着陸場への飛行経験により、当該訓練項目が満足されている場合には、省略してもよい。

(2) 定期訓練

既にドクターへリ操縦士として任用されている操縦士に対して実施する。ただし、実施方法については、各運航者においてドクターへリの安全運航に必要な知識、能力等を十分に備えた操縦士として指名された者が、各操縦士の技量、経験等を勘案して判断するものとする。

3. 能力確認

ドクターへリ操縦士としての任用時及び任用後は定期的（1年ごと）に、救急医療面を含めて、各操縦士がドクターへリを安全に運航するために必要な知識、能力等を有しているかどうかについて、各運航者において判定を行うこと。

この能力確認については、ドクターへリの安全運航に必要な知識、能力等を十分に備えた操縦士として各運航者において指名された操縦士が行うこと。また、当該能力確認は任用訓練や定期訓練にあわせて行うこととしてもよい。